

( 愛媛県報平成20年12月26日第2028号外 1 別記 2 )

# **伊予灘における特定区画漁業の免許の内容 たるべき事項等**

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
伊特區第1号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市中島大浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市中島大浦竜神防波堤東側付け根から海岸沿い東へ480メートルの標識 B 松山市中島大浦長崎鼻東端 点 ア Aから松山市小浜ヨウ崎見通し線とBから竜神防波堤の曲点見通し線との交点 イ Bから竜神防波堤曲点見通し380メートルの点 ウ Aから100度190メートルの点 エ Aから松山市小浜ヨウ崎見通し150メートルの点	松山市中島大浦、小浜	別記2のとおり
伊特區第2号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市宮野地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市宮野西防波堤西側付け根から海岸沿い西へ300メートルの標識 B 松山市宮野庚申防波堤東側付け根から海岸沿い東へ300メートルの標識 点 ア Aから松山市興居島琴引鼻見通し線とBから同市神浦フグリ岩見通し線との交点 イ Bから松山市神浦フグリ岩見通し410メートルの点 ウ Aから70度440メートルの点 エ Aから松山市興居島琴引鼻見通し340メートルの点	松山市中島大浦、小浜、長師、宮野及び神浦	別記2のとおり
伊特區第3号	第1種漁業	あわび垂下式わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市上怒和漁港北防波堤北側突端 B 松山市上怒和漁港南防波堤北側突端 点 ア AからB見通し70メートルの点 イ AからB見通し220メートルの点 ウ Aから266度255メートルの点 エ Aから291度112メートルの点	松山市上怒和	別記2のとおり
伊特區第4号	第1種漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌7月31日まで	松山市怒和島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島草崎西端 B 松山市怒和島ホウ崎南端 点 ア Aから松山市下二子島西端見通し200メートルの点 イ Bから松山市津和地苅藻鼻見通し200メートルの点	松山市元怒和	別記1及び2のとおり
伊特區第5号	第1種漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島オカネ簀 点 ア Aから松山市元怒和甲1809番地1中島三和漁協元怒和支所見通し100メートルの点 イ Aから松山市元怒和甲1809番地1中島三和漁協元怒和支所見通し300メートルの点 ウ Aから65度310メートルの点 エ Aから85度120メートルの点	松山市元怒和	別記2のとおり
伊特區第6号	第1種漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌7月31日まで	松山市怒和島地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島コシキ鼻西端 B 松山市怒和島辨天鼻西端	松山市元怒和	別記1及び2のとおり
伊特區第7号	第1種漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌7月31日まで	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島伊予崎小島島頂 B 松山市怒和島宮ノ浦八幡宮鳥居の中央 点 ア Aから剣崎鼻見通し150メートルの点 イ Bから松山市白石(三ツ石)灯台見通し330メートルの点 ウ Bから松山市白石(三ツ石)灯台見通し130メートルの点 エ Aから144度210メートルの点	松山市元怒和	別記1及び2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
伊特區第8号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌7月31日まで	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島伊予崎北端 B 松山市怒和島宮ノ浦八幡宮鳥居の中央 点 ア Bから松山市白石(三ツ石)灯台見通し120メートルの点 イ Aから101度700メートルの点 ウ Aから107度720メートルの点 エ Bから松山市白石(三ツ石)灯台見通し40メートルの点	松山市上怒和	別記1及び2のとおり
伊特區第9号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌7月31日まで	松山市怒和島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島伊予崎北端 B 松山市怒和島宮ノ浦八幡宮鳥居の中央 点 ア Bから松山市白石(三ツ石)灯台見通し330メートルの点 イ Aから80度750メートルの点 ウ Aから96度710メートルの点 エ Bから松山市白石(三ツ石)灯台見通し130メートルの点	松山市上怒和	別記1及び2のとおり
伊特區第10号	第1種画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市怒和島地先	アイ、イオ、オカ及びビアの4直線によって囲まれた区域並びにイウ、ウエ及びエイの3直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市怒和島伊予崎小島島頂 B 松山市怒和島宮ノ浦八幡神社鳥居の中央 点 ア Aから剣崎鼻見通し50メートルの点 イ Aから剣崎鼻見通し150メートルの点 ウ Bから松山市白石(三ツ石)灯台見通し430メートルの点 エ Bから松山市白石(三ツ石)灯台見通し330メートルの点 オ Aから144度210メートルの点 カ Aから175度140メートルの点	松山市元怒和	別記2のとおり
伊特區第11号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市津和地島地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市津和地島コウノト鼻北西端 B 松山市津和地島鳥行先松鼻北端 点 ア Bから松山市流児島黒鼻見通し40メートルの点	松山市津和地	別記2のとおり
伊特區第12号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市流児島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市流児島黒鼻から護岸沿い東へ110メートルの地点に設置された標識 B 松山市流児島赤岩 点 ア Aから190度70メートルの点 イ Bから190度70メートルの点	松山市津和地	別記2のとおり
伊特區第13号	第1種画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市流児島地先	アイ及びイBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市流児島ピワ首鼻南端 B 松山市流児島赤岩 点 ア Aから松山市津和地島コウノト鼻見通し10メートルの点 イ Bから190度70メートルの点	松山市津和地	別記2のとおり
伊特區第14号	第1種画漁業	わかめ・ひじき養殖業	9月1日から翌7月31日まで	松山市津和地島地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 松山市津和地島クグリ鼻南端 B 松山市津和地島メットリ鼻(仙波南鼻)南端 点 ア Aから松山市怒和島辨天鼻見通し線とBから同市二神島能崎見通し線との交点	松山市津和地	別記1及び2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
伊特區第15号	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	松山市二神島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市二神漁港の一文字防波堤基部漁港区域の基準点 点 ア Aから293度300メートルの点 イ Aから274度277メートルの点 ウ Aから275度187メートルの点 エ Aから302度220メートルの点	松山市二神	別記2のとおり
伊特區第16号	第1種区画漁業	ひじき養殖業	9月1日から翌7月31日まで	松山市二神島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 松山市二神漁港の一文字防波堤基部漁港区域の基準点 点 ア Aから293度300メートルの点 イ Aから296度699メートルの点 ウ Aから292度703メートルの点 エ Aから284度308メートルの点	松山市二神	別記1及び2のとおり
伊特區第17号	第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町三机小振地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町三机坂本乙3031番地の1の標識 B 西宇和郡伊方町三机シロバエ北東端 点 ア AからB見通し120メートルの点から180度120メートルの点 イ アから180度80メートルの点 ウ イから90度125メートルの点 エ ウから0度80メートルの点	西宇和郡伊方町	別記2のとおり
伊特區第18号	第1種区画漁業	真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町大江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線に囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町大江ハヤト北防波堤基部の標識 点 ア Aから198度275メートルの点 イ Aから198度485メートルの点 ウ Aから232度525メートルの点 エ Aから250度370メートルの点	西宇和郡伊方町	別記2のとおり
伊特區第19号	第1種区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西宇和郡伊方町小島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線に囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町小島乙1575住吉神社の標識 点 ア Aから34度170メートルの点 イ Aから8度285メートルの点 ウ Aから320度265メートルの点 エ Aから300度135メートルの点	西宇和郡伊方町	別記1及び2のとおり
伊特區第20号	第1種区画漁業	あわび垂下式・わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町明神地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町明神漁港第2防波堤突端南端 B 西宇和郡伊方町明神漁港第3防波堤突端北端 点 ア Aから西宇和郡伊方町二名津ウドノ口見通し150メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町二名津ウナイ浜の鼻見通し150メートルの点	西宇和郡伊方町三崎地区	別記2のとおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。